平成２３年（フ）第３４９号
埼玉県北本市石戸７丁目16番地
債務者　黛　　利彦
1　決定年月日時　平成23年５月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月30日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第４０８号
埼玉県蓮田市大字黒浜4534番地13
債務者　中田　澄子
1　決定年月日時　平成23年５月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月30日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第４４４号
埼玉県和光市白子２丁目14番32号　リヴェールコートＢ―202
債務者　法師丸研介
1　決定年月日時　平成23年５月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月30日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第８号
長崎県五島市富江町狩立1289番地７
債務者　馬場　美花
1　決定年月日時　平成23年５月10日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月30日まで
長崎地方裁判所五島支部

平成２３年（フ）第１００６号
横浜市南区宮元町１丁目21番地１　アーバンヒルズ吉野町802号
債務者　高久　雄二
1　決定年月日時　平成23年５月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月30日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月１日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２９７３号
大阪市浪速区塩草３丁目１番26―602号
債務者　廣木　幸恵
1　決定年月日時　平成23年５月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月１日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月５日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

財産状況報告集会等の期日変更

平成２２年（フ）第１２９号
佐賀県唐津市町田３丁目７番５号
破産者　株式会社中野商事
1　決定年月日　平成23年５月11日
2　財産状況報告集会・計算報告集会・破産手続廃止に関する意見聴取のための集会の各期日を、平成23年７月25日午後２時30分とあるのを、平成23年５月23日午前11時30分と変更する。
佐賀地方裁判所唐津支部

破産手続終結

平成２２年（フ）第１９００号
埼玉県鳩ケ谷市南１丁目３番17号
破産者　有限会社熊井農機店
1　決定年月日　平成23年５月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１３７７９号
東京都豊島区南大塚３丁目42番３号
破産者　株式会社川商
1　決定年月日　平成23年５月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第３９１８号
大阪市中央区南本町３丁目４番８号
破産者　株式会社グレースふじ
1　決定年月日　平成23年５月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第３６０６号
札幌市白石区平和通11丁目北１番23号
破産者　株式会社札幌岡本商会
1　決定年月日　平成23年５月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３１４号
青森市松森３丁目17番８号
破産者　東北基礎工業株式会社
1　決定年月日　平成23年５月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
青森地方裁判所民事部破産係

平成２０年（フ）第１９４８４号
東京都中央区銀座８丁目20番33号　銀座サンケイビル
破産者　株式会社ランブルフィッシュ
1　決定年月日　平成23年５月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１０９５８号
東京都足立区綾瀬３丁目24番６号
破産者　株式会社佐山製作所
1　決定年月日　平成23年５月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２０年（フ）第３号
香川県三豊市高瀬町下勝間677番地１
破産者　株式会社村食
1　決定年月日　平成23年５月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
高松地方裁判所観音寺支部

平成２１年（フ）第５１号
大分県杵築市山香町大字久木野尾3165番地の１
破産者　株式会社香川組
1　決定年月日　平成23年５月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大分地方裁判所杵築支部破産係

平成２２年（フ）第８１号
大分県中津市大字福島1067番地の20
破産者　株式会社富士設備
1　決定年月日　平成23年５月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大分地方裁判所中津支部破産再生係

平成２１年（フ）第６４号
山口県長門市深川湯本1304番地３
破産者　植木　良一
1　決定年月日　平成23年５月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
山口地方裁判所萩支部